

【繰延税金資産の回収可能性の分類 新旧対照表】

		改正前 (監査委員会報告第 66 号)	改正後 (繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)	変更点
分類1	要件	期末の将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期(当期及びおおむね過去3年以上)計上しており、経営環境に著しい変化がない。	・過去(3年)及び当期のすべてにおいて、期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得が生じている。 ・当期末において、経営環境に著しい変化がない。	実質同じ。
	繰延税金資産の回収可能性	繰延税金資産の全額について回収可能性がある。	繰延税金資産の全額について回収可能性がある。	実質同じ。
分類2	要件	当期及び過去(おおむね3年以上)連続してある程度の経常的な利益を計上している。	・過去(3年)及び当期のすべてで、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が、期末における将来減算一時差異を下回るものの、安定的に生じている。 ・当期末において、経営環境に著しい変化がない。 ・過去(3年)及び当期に重要な税務上の欠損金が生じていない。	判断基準が利益から課税所得に。
	繰延税金資産の回収可能性	スケジューリング結果に基づき計上された繰延税金資産については回収可能性がある。	スケジューリング結果に基づき計上された繰延税金資産については回収可能性がある。 スケジューリング不能な将来減算一時差異のうち、税務上の損金算入時期が個別に特定できないが将来のいずれかの時点で損金算入される可能性が高いと見込まれるものについて、当該将来のいずれかの時点で回収できることを合理的に説明できる場合、当該スケジューリング不能な将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものとする。	スケジューリング不能な将来減算一時差異でも、一定要件を満たしているものについては、繰延税金資産の回収可能性があるものとする。

分類3	要件	過去の経常的な損益が大きく増減している。	<ul style="list-style-type: none"> ・過去(3年)及び当期において、臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が大きく増減している。 ・過去(3年)及び当期のいずれの事業年度においても重要な税務上の欠損金が生じていない。 	判断基準が利益から課税所得に。
	繰延税金資産の回収可能性	将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、計上された繰延税金資産については回収可能性がある。	<p>将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)以内の課税所得の見積額に基づいて、当該見積可能期間の一時差異等のスケジューリングの結果、計上された繰延税金資産については回収可能性がある。</p> <p>5年を超える見積可能期間においてスケジューリングされた一時差異等に係る繰延税金資産が回収可能であることを合理的に説明できる場合、当該繰延税金資産は回収可能性があるものとする。</p>	5年超の見積期間における一時差異等についても、合理的に説明できる場合は、繰延税金資産の回収可能性があるものとする。
分類4	要件	<ul style="list-style-type: none"> ・期末に重要な税務上の欠損金が存在する。 ・過去(おおむね3年以内)に重要な税務上の欠損金繰越期限切れ。 ・当期末に重要な税務上の欠損金繰越期限切れ見込み。 ・過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が期末に存在し、翌期末において重要な税務上の繰越欠損金が発生見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの要件を満たし、かつ、翌期において一時差異等加減算前課税所得が生じることが見込まれる。 ・過去(3年)又は当期において、重要な税務上の欠損金が生じている。 ・過去(3年)において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れとなった事実がある。 ・当期末において、重要な税務上の欠損金の繰越期限切れが見込まれる。 	重要な税務上の欠損金の生じているケースが、当期末だけに限定されていない。
	繰延税金資産の回収可能性	翌期に課税所得の発生が確実に見込まれる場合で、その範囲内で翌期の一事差異等のスケジューリングの結果に基づき計上された繰延税金資産に	翌期の課税所得の見積額に基づいて、翌期の一時差異等のスケジューリングの結果、繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産は回収可能性がある。	実質同じ。

		については回収可能性がある。		
分類4 但書	要件	上記の重要な税務上の欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、非経常的な特別の原因により発生したものであり、それを除けば、課税所得を毎期計上している。	上記に該当していても、 (A) 将来において5年超にわたり課税所得が安定的に生じることを合理的に説明できるとき。 (B) 将来においておおむね3年から5年程度は課税所得が生じることを合理的に説明できるとき。	(A)のケースが新設。
	繰延税金資産の回収可能性	分類3と同じ取り扱いをする。	(A) 分類2に該当するものとして取り扱う。 (B) 分類3に該当するものとして取り扱う。	
分類5	要件	過去(おおむね3年以上)連続して重要な税務上の欠損金を計上し、かつ、当期も重要な税務上の欠損金を計上している。 債務超過や資本欠損が長期にわたっており、短期間に解消が見込まれない。	・過去(3年)及び当期のすべてで、重要な税務上の欠損金が生じている。 ・翌期においても重要な税務上の欠損金が生じることが見込まれる。	実質同じ。
	繰延税金資産の回収可能性	繰延税金資産の回収可能性はない。	繰延税金資産の回収可能性はない。	実質同じ。

